

## 「運動とスポーツの科学」論文審査要領

一般社団法人日本運動・スポーツ科学会機関誌編集委員会

1. 「運動とスポーツの科学」論文審査に関する「論文審査要領」を以下のように定める。
2. 審査員は、「投稿規程」及び「投稿の手引き」に示された「投稿論文の種類」に応じて論文の審査を行い、審査結果（判定）を Web 投稿システム上で報告し、審査コメント（判定理由）をテキストあるいはファイルをアップロードする。
3. 論文の審査対象
  - 1) 審査対象には論文の内容のほか、「運動とスポーツの科学投稿規程」及び「運動とスポーツの科学投稿の手引き」に記された内容も含む。
  - 2) 英文抄録の和訳は審査の対象としない。
4. 審査員による判定の基準は、「投稿された論文種別が適切であるか。」、「A（採択）」、「B（小修正後採択）」、「C（大幅修正）」、「D（不採択）」の5つとする。
  - 1) 投稿された論文種別が、投稿規程に基づいて投稿者の希望のとおり適切であるかを判断し、その種別が適切である場合は「投稿者希望のままで可」と判定し、適切ではないと判断した場合は、適切な論文種別を判断する。
  - 2) 判定 A は、誤字脱字等のケアレスミスがなくそのまま掲載が可能な論文の場合である。
  - 3) 判定 B は、ケアレスミスも含めて内容の細かな修正が必要な論文の場合である。
  - 4) 判定 C は、論文内容の大幅な修正が必要である。
  - 5) 判定 D は、何らかの理由で論文の審査が困難な場合である。この場合、審査員はできるだけ速やかに担当編集委員に回答する。
5. 審査員は次の点に留意して審査を行う。
  - 1) 審査は論文内容の科学的妥当性を評価することを主な目的とし、審査員の考えを押しつけることがないように配慮する。
  - 2) 審査員は、原則として、2回目以降の審査において、新たな事柄の指摘あるいは修正要求をすることはできない。ただし、投稿者による修正によって新たに生じた照会事項及び修正事項については、この限りではない。
  - 3) 照会事項、修正要求事項を明確にする。また、修正文案の例示は、できる限り避ける。
  - 4) 投稿者を侮辱・誹謗・中傷するような表現の審査コメントは控える。審査コメントとして不適切な表現であると編集委員会が判断した場合は、編集委員会が該当部分を削除する権利を有する。
  - 5) 審査員は、原則として、投稿論文の掲載可否が決定するまで、投稿者、他の審査員および編集委員と、審査に関わる連絡を取ることはできない。
6. この論文審査要領は、機関誌編集委員会の決議により改正することができる。

<令和 03 年 5 月 27 日 機関誌編集委員会制定>